

西蒲区役所 現庁舎

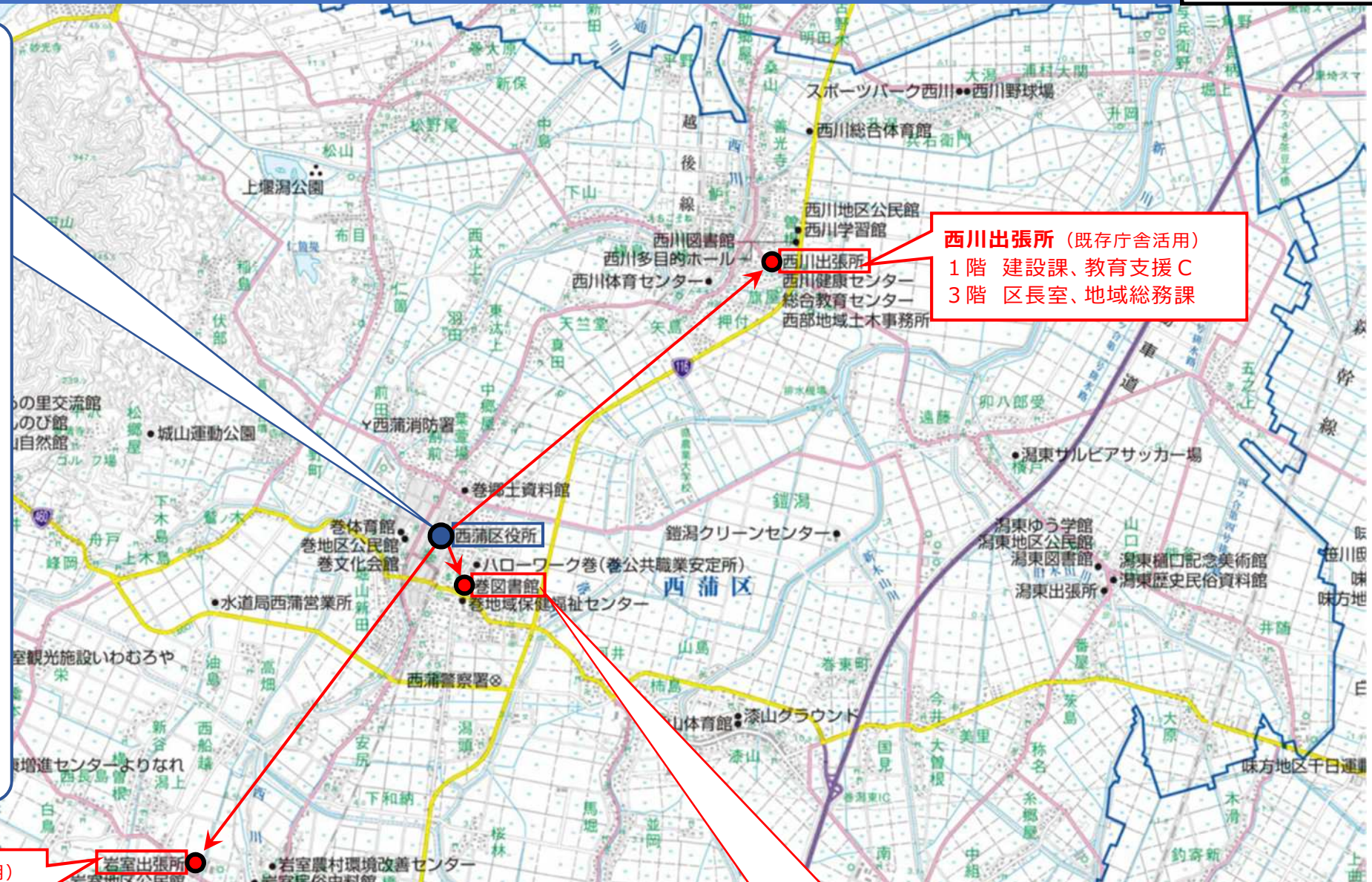


【仮庁舎の必要性】

- ・ 現地建替えであり、新庁舎建設に先立ち、現庁舎解体が必要
- ・ 現庁舎は耐震性が低く、老朽化も著しく進行しており、利用者(来庁者・職員)の安全性確保のため、早期退去が必要
- ・ 仮庁舎期間は、最短で概ね3年間(R8～R10)の見込み

【仮庁舎の方針】

- ・ 既存庁舎の活用を基本とし、必要最小限のプレハブ庁舎を整備
- ・ 仮庁舎期間は区役所機能が分散するが、区民に十分に周知し、各所属間でより密に情報連絡を図ることで、影響を最小限化



西川出張所 (既存庁舎活用)
 1階 建設課、教育支援C
 3階 区長室、地域総務課

岩室出張所 (既存庁舎活用)
 1階 産業観光課
 農業委員会

巻図書館隣接地 (プレハブ庁舎整備)
 1階 区民生活課、健康福祉課



西蒲区役所新庁舎整備事業スケジュール (予定)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
仮庁舎 整備	発注準備	改修・建設	引越	仮庁舎期間 (約3年間)	引越	解体・復旧
現庁舎 解体		解体設計	解体工事			
新庁舎 建設	基本設計	実施設計		建設工事		